

地域に寄り添うベストパートナー、ハトマークグループ

宅建あおもり



公益社団法人 青森県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 青森本部
<http://www.aomori-takken.or.jp>
令和5年9月15日発行〈隔月刊〉



Vol.213

9月23日は【不動産の日】

《不動産に関することは「ハトマーク」のお店におまかせ》

【青森支部】9月2日⊕
・一般消費者向けセミナー
・不動産無料相談会
場所: アスパム(終了)
時間: 14:00~17:00

【つがる弘前支部】
9月23日祝
地元地域に感謝の
思いを込めて、
クリーンアップ活動!
つがる弘前支部近隣の
路上
黒石駅周辺の路上
五所川原駅周辺の路上
時間: 9:00~10:00

【三十むつ支部】
9月17日⊕
宅建協会及びハトマークのPR活動
場所: むつ市 マエダ百貨店
時間: 13:00~16:00

【三十むつ支部】
10月6日金・7日⊕
・野球大会の支援サポート
・宅建協会及びハトマークのPR活動
場所: 三沢市民運動広場野球場
時間: 9:00~17:00

【八戸支部】 10月1日⊕
・不動産に関する無料相談
・不動産物件情報
場所: ラピア
時間: 10:00~15:00

【三十むつ支部】 9月23日祝
・奥入瀬渓流 清掃活動
・宅建協会及びハトマークのPR活動
場所: 奥入瀬渓流
時間: 7:30~10:00

青森県宅建協会 テレビCM



青森放送にて9月、11月放送!

・十和田市における町内会への
加入促進等に関する協定締結



宅建協会

人と住まいをつなぎます

C O N T E N T S

十和田市における町内会への加入促進等に関する協定締結	①
空き家相談会開催日程について	②
空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律	③
令和5年度一定課程研修会及び一般公開セミナー開催報告	④
ハトマーク消費者セミナー開催報告	⑤
三十むつ支部 地域社会貢献事業(河川清掃)新田名部川にて開催	⑤
青森支部 「青森市おいしい水と陸奥湾を広域連携で守り育てるための事業」への寄附金目録贈呈及び感謝状授与について	⑥
青森支部 ねぶた祭協賛事業報告について	⑥
八戸支部 第2回一般公開セミナー開催報告	⑦
つがる弘前支部 「献血活動」報告	⑦
法定講習会の開催日程について	⑧
宅地建物取引士賠償責任保険のご案内	⑨
【全宅連】提携大学企業推薦入試のお知らせ	⑩
新入会員紹介	⑪
協会の主な活動記録	⑫

会員の皆様におかれましては、全宅連「ハトサポ」からログインし、不動産情報流通システムから、各種設定に入ると会員店情報を入力することができます。一般消費者への有効な自社のPRになりますので、是非ご活用下さい。(写真で自社の営業内容等をPRできます)

不動産物件を探すなら

夢が広がる不動産ネットワーク



<http://www.hatomarksite.com/search/aomori/>

ハトマークサイト青森 検索

宅建協会へご入会を!!

【豊富で多彩な会員メリットの数々】

宅建協会は、青森県が唯一設立許可した宅地建物取引業者による団体で、県内の約8割の業者が宅建協会のメンバーです。

- ・宅建協会に入会することは、社会的信用の獲得につながります。
- ・広報誌の配布、各種研修会の実施、レインズシステムの利用等、営業活動を強力にサポートします。
- ・消費者とのトラブルに対し、公正な立場で解決のバックアップをします。
- ・営業保証金1,000万円のかわりに弁済業務保証金分担金60万円で営業を開始できます。

■詳しくは、宅建協会本部まで。TEL 017-722-4086

ハトマークバッジを着用しましょう

我々会員のシンボルマーク「ハトマークバッジ」を着用しましょう。特に、各種会合等で着用し、ユーザーにPRを図りましょう。ハトマークバッジは、各支部で販売しております。

十和田市における町内会への加入促進等に関する協定締結

令和5年7月27日(木)三十むつ支部では、十和田市役所において「十和田市における町内会への加入促進等に関する協定」を締結いたしました。

本協定は、十和田市町内会連合会と十和田市及び、当協会が相互に連携・協力して地域コミュニティの根幹である町内会への加入を促進し、地域活動の維持・発展に寄与することを目的としております。

協定事項は下記のとおりです。

- (1) 町内会連合会と十和田市は、町内会への加入促進に関するチラシ等を提供する。
- (2) 当協会は、十和田市内に店舗を有する会員を協力事業者とし、住宅の販売契約及びアパート・マンション等の賃貸契約(新規及び継続)の仲介等を行う場合において、当該住宅の入居世帯に対し、町内会への加入促進に関するチラシ等の配布を行う。
- (3) 十和田市は、町内会連合会や当協会に対し、本協定に基づく町内会への加入促進に関し、必要な支援を行う。
- (4) 町内会連合会、十和田市及び当協会は、情報の共有、問題解決のため、必要に応じて協議の場を設ける。

協定の締結式には、十和田市長 小山田久様、十和田市町内会連合会長 升澤博也様、(公社)青森県宅地建物取引業協会三十むつ支部 中野渡健一支部長が出席されました。

また、十和田市と連合会では、全日不動産青森県本部とも同様に協定を締結しました。



十和田市における町内会への加入促進等に関する協定書	
<p>十和田市町内会連合会(以下「甲」という。)、公益社団法人青森県宅地建物取引業協会三十むつ支部(以下「乙」という。)&及び十和田市(以下「丙」という。)は、次のとおり協定を締結する。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この協定は、甲、乙及び丙が相互に連携・協力して地域コミュニティの根幹である町内会への加入を促進し、地域活動の維持・発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(協定事項)</p> <p>第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。</p> <p>(1) 甲及び丙は、町内会への加入促進に関するチラシ等を乙に提供する。</p> <p>(2) 乙は、十和田市内に店舗を有する会員を協力事業者とし、住宅の販売契約及びアパート・マンション等の賃貸契約(新規及び継続)の仲介等を行う場合において、当該住宅の入居世帯に対し、甲及び丙が作成した町内会への加入促進に関するチラシ等の配布を行う。</p> <p>(3) 丙は、甲、乙に対し、本協定に基づく町内会への加入促進に関し、必要な支援を行うものとする。</p> <p>(4) 甲、乙及び丙は、情報の共有、問題解決のため、必要に応じて協議の場を設けるものとする。</p> <p>(有効期間)</p> <p>第3条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙丙のいずれからも延長しない旨の申し出がないときは、満了の翌日から起算して1年間、この協定を延長するものとし、以後もまた同様とするものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第4条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。</p> <p>本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙は、それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。</p>	<p>令和5年7月27日</p> <p>甲 所在地 十和田市西十二番町6番1号 十和田市役所別館4階外郭団体事務室 十和田市町内会連合会</p> <p>会長 升澤博也</p> <p>乙 所在地 十和田市稲生町4番23号 第一田中ビル2階 公益社団法人青森県宅地建物取引業協会三十むつ支部</p> <p>支部長 中野渡健一</p> <p>丙 所在地 十和田市西十二番町6番1号 十和田市</p> <p>十和田市長 小山田久</p>



相 談 無 料

専門家
による

空き家相談会開催

宅建士、建築士、司法書士の相談員が中立的な立場で相談に応じます

※事前予約推奨(予約なしでもできる限り受付いたしますが、お待ちいただく場合がございます)

少子高齢化社会の進展などを背景に空き家や空き地が増えておりますが、所有されている方も空き家等の管理や活用方法について悩みを抱えていることが多いと思います。

当協会では、不動産の一般相談も含む「空き家相談会」を各地域において開催致します。

「空き家・空き地」の売買・賃貸・管理・リフォーム・相続等でお困りの方は、お近くの相談会にお越し下さい。

令和5年度(開催場所・日時)

青森会場 11月3日(金・祝) 10:30~14:00 アスパム	むつ会場 11月3日(金・祝) 10:30~14:00 むつ来さまい館	黒石会場 11月4日(土) 10:30~14:00 スポカルイン 黒石	十和田会場 11月4日(土) 10:30~14:00 市民交流プラザ トワーレ
弘前会場 11月5日(日) 10:30~14:00 弘前総合 学習センター	三沢会場 11月5日(日) 10:30~14:00 三沢 シティホテル	五所川原会場 11月18日(土) 10:30~14:00 ホテルサンルート 五所川原	八戸会場 11月26日(日) 10:30~14:00 はちえき キャンパス (八戸市共催)



地域に寄り添うベストパートナー、ハトマークグループ
公益社団法人 青森県宅地建物取引業協会
〒030-0861 青森市長島3丁目11-12 青森県不動産会館
TEL:017-722-4086 / FAX:017-773-5180
<http://www.aomori-takken.or.jp/>

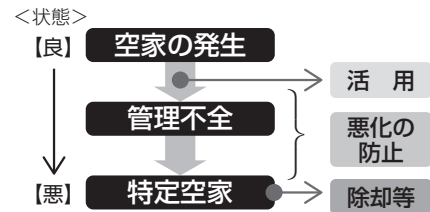


空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律

令和5年6月14日公布 公布の日から6か月以内に施行

背景・必要性

- 居住目的のない空家は、この20年で1.9倍、今後も増加。
(1998年)182万戸→(2018年)349万戸→(2030年見込み)470万戸
- 除却等のさらなる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を総合的に強化する必要。



法案の概要

○所有者の責務強化

- ・(現行の「適切な管理の努力義務」に加え、)国、自治体の施策に協力する努力義務

1. 活用拡大	<p>① 空家等活用促進区域 (例)中心市街地、地域の再生拠点、観光振興を図る区域等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市区町村が区域や活用指針等を定め、用途変更や建替え等を促進 ⇒安全確保等を前提に接道に係る前面道路の幅員規制を合理化 ⇒指針に合った用途に用途変更等する場合の用途規制等を合理化 ●市区町村長から所有者に対し、指針に合った活用を要請 <p>② 財産管理人による所有者不在の空家の処分 (詳細は3. ③後掲)</p> <p>③ 支援法人制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市区町村長がNPO法人、社団法人等を空家等管理活用支援法人に指定 ●所有者等への普及啓発、市区町村*から情報提供を受け所有者との相談対応 ※事前に所有者同意 ●市区町村長に財産管理制度の利用を提案
2. 管理の確保	<p>① 特定空家*化を未然に防止する管理 ※周囲に著しい悪影響を及ぼす空家</p> <ul style="list-style-type: none"> ●放置すれば特定空家になるおそれのある空家(管理不全空家)に対し、管理指針に即した措置を、市区町村長から指導・勧告 ●勧告を受けた管理不全空家は、固定資産税の住宅用地特例(1/6等に減額)を解除 <p>② 所有者把握の円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市区町村から電力会社等に情報提供を要請
3. 特定空家の除却等	<p>① 状態の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市区町村長に報告徴収権(勧告等を円滑化) <p>② 代執行の円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●命令等の事前手続を経るとまがない緊急時の代執行制度を創設 ●所有者不明時の代執行、緊急代執行の費用は、確定判決なしで徴収 <p>③ 財産管理人*による空家の管理・処分(管理不全空家、特定空家等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市区町村長に選任請求を認め、相続放棄された空家等に対応 ※所有者に代わり財産を管理・処分 (注)民法上は利害関係人のみ請求可

詳しくはこちらからご確認ください。➡



令和5年度

一定課程研修会 開催報告

一般公開セミナー

令和5年度の一定課程研修会3会場(青森、弘前、八戸)がすべて終了致しました。

今年度の研修の第一部では、上部団体である全宅連・全宅保証の顧問弁護士である柴田龍太郎弁護士をお招きし「事例から学ぶ重要事項説明書作成の留意点」と題してご講演いただきました。

第二部の研修は、令和6年4月1日から施行される「相続登記の義務化」について、青森県司法書士会の各地区担当司法書士の方からご講演いただきました。

一定課程研修会は、宅建業の免許更新の際に県所管課指導の下、研修会受講済の証明書を添付することになっており、年1回必ず受講する必要性から、年3回同じ内容で実施しております。今年度受講できなかった会員の方は、来年度必ず受講されますようお願いいたします。

また、一般公開セミナーも同時開催しており、消費者の方も受講されております。

来年度も開催する予定となっておりますので、日程等が決まりましたら、会報及びホームページにてお知らせ致します。

	会場	開催日	受講者数
1回目	弘前市	令和5年7月7日(金)	120名
2回目	八戸市	令和5年7月25日(火)	210名
3回目	青森市	令和5年8月17日(木)	158名



柴田弁護士

第一部

【テーマ】 事例から学ぶ重要事項説明書作成の留意点

【講師】 深沢綜合法律事務所 弁護士 柴田 龍太郎 氏

第二部

【テーマ】 相続登記の義務化等について

【講師】 青森県司法書士会 各地区担当司法書士



研修会の様子



ハトマーク消費者セミナー開催報告

令和5年7月14日(金)、青森市観光物産館「アスパム」において、ハトマーク消費者セミナーを開催し37名出席されました。

今回のセミナーでは、全宅連で発行している「リアルパートナー 令和4年11月発行」に掲載されている「OAG司法書士法人 代表司法書士 太田垣章子 氏」をお招きし、「知っておきたい住まいにまつわる法的ポイントと終活」と題して消費者向けに講

演いただきました。

少子高齢化が進む中で、賃貸住宅に居住する高齢者にまつわるトラブルやトラブルの未然防止対策、高齢賃借人の何が一番大変なのかなどを詳しく講演いただき、受講者からは「内容がわかりやすくてとてもおもしろかった、非常にためになる話が聞けた、身近な情報が聞けて大変参考になった」などの感想をいただきました。



三十むつ支部 地域社会貢献事業（河川清掃） 新田名部川にて開催

令和5年7月22日(土)、三十むつ支部となって、二度目の地域社会貢献事業を行いました。

むつ支所では、地域の市民参加のスポーツ事業である7月30日(日)開催のまさかりレガッタに先立ち、会場となる新田名部川ポートコース周辺の河川敷清掃(主催：むつフレンドリークラブ)に参加しました。

当日は天候に恵まれ市内のボランティア高校生や他団体等大勢の市民が参加し、煙草の吸殻や空き缶等を拾い集め午後1時より1時間程、当会員も暑い中汗を流して清掃活動に貢献致しました。

ご参加いただいた皆様、お忙しい中で協力ありがとうございました。

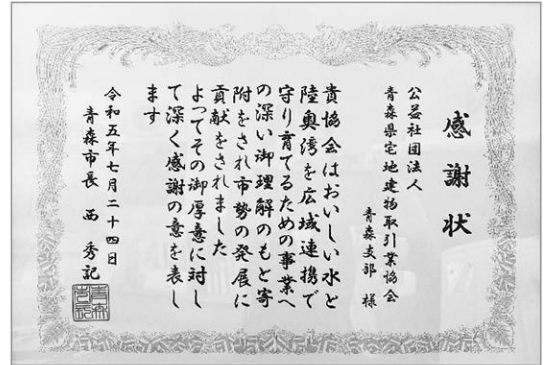


青森支部 「青森市おいしい水と陸奥湾を広域連携で守り育てるための事業」への寄附金目録贈呈及び感謝状授与について

令和5年7月24日(月)、青森市役所本庁舎庁議室において、青森市からは西市長をはじめ赤坂副市長、佐々木環境部長、泉環境部長、当支部は、中川支部長、宮本副支部長、腰山副支部長の3名が出席しました。

青森市で行っておりますこの事業は、将来を担う多くの子供たちの他、各市町村の皆様が積極的に清掃を行ったり湾内の水質・生物調査に協力している方々がとても多い事業のひとつだそうです。こうした事から、当支部でも、『青森市むつ湾環境保全活動促進事業』へ是非活用して頂きたく中川支部長より西市長へ目録を贈呈致しました。

引き続き、西市長より感謝のお言葉を頂戴し、感謝状が授与されました。



青森支部 ねぶた祭協賛事業報告について

毎年恒例となっております青森ねぶた祭協賛事業は、平成26年より学校法人青森山田学園に協賛し、ハトマークのPRと会員増強の推進を図ってきております。途中、新型コロナウイルス感染拡大による祭開催中止もございましたが、今年で10年目の節目を迎えることが出来ました。

来年の祭でも協会のPRと会員の増強に繋がるよう引き続き協賛を行って参ります。



出陣日8月3日～7日



八戸支部 第2回一般公開セミナー開催報告

令和5年8月10日(木)15時30分より、八戸パークホテル2階メイプルホールにて、第2回一般公開セミナーを開催致しました。テーマは下記の通りです。

会員及び従業者52名、一般消費者1名の方々が参加下さいました。ご参加下さった皆様ありがとうございました。

第1講 近隣トラブル・孤独死等の事例について

講師：アーク(株)青森支店 支店長 千葉 清仁 氏
(株)リーガルスムーズ 代表取締役 川上 明 氏

第2講 会員向け研修

～【全宅連研修動画】所有者不明土地関連法について～



千葉氏



川上氏

◀全宅連研修動画

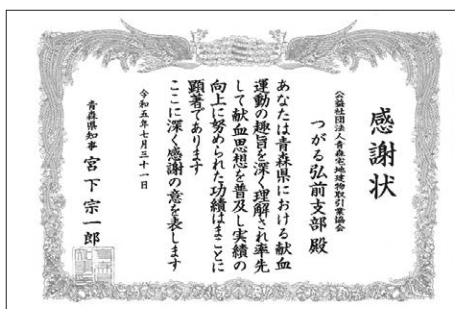
つがる弘前支部 「献血活動」報告

令和5年9月2日(土)さくら野百貨店弘前店において献血活動を行いました。今年で13回目となります。連日30℃を超える猛暑が続いていましたが、この日は最高気温28℃と活動しやすい日でした。

会員皆様の厚いご尽力のおかげで目標人数を上回ることが出来ました。ご協力下さった皆様、大変有難うございました。当日の受付人数は54名。その内、400ml採血をされた方が50名、200ml採血が1名という結果です。

献血をされた方々には、青森県赤十字血液センターからの記念品の他に、つがる弘前支部からもオリジナル記念品を差し上げました。会員の皆様並びにお買い物中にご協力下さった方々へ心より感謝申し上げます。

青森県赤十字血液センターでは、ウイルス感染防止対策として「職員の健康チェックの徹底」「職員の手指消毒の徹底」「献血会場のご良好な衛生環境の保持」を行い、来場者には「入口での手指消毒」「体温測定」を実施し安心安全な献血会場の運営を常に努めておられます。血液センターの皆様も大変お疲れ様でした。また来年もよろしくお願いいたします。



★青森県知事より感謝状★

令和5年7月31日に開催された「献血感謝の集い」において、今年も青森県知事感謝状贈呈団体に選ばれました。長年にわたる献血活動の功績が認められ、とても喜ばしいことであります。

法定講習会の開催日程について

必見

**宅建業に従事している
宅建士の方**

宅地建物取引士証の有効期限が切れますと、新たに交付を受けるまでの期間、宅建士としての業務に従事することはできませんので、有効期限内に更新のための法定講習を受講する必要があります。

申込み必要書類

- ① 宅地建物取引士証交付申請書
 - ② 同一の顔写真 3枚 (カラー 3cm×2.4cm
「顔の大きさ約2cm」)
 - ③ 受講票
 - ④ 法定講習会受講申込書
 - ⑤ 証交付申請手数料 4,500円
- | | | | |
|---|---|---|---------|
| 受 | 講 | 料 | 12,000円 |
| 合 | 計 | | 16,500円 |

実施日	時間	開催地区	会場
令和5年5月10日(水)	9:30～16:40	青森市	(終了)
令和5年8月24日(木)	9:30～16:40	弘前市	(終了)
令和5年11月16日(木)	9:30～16:40	青森市	アップルパレス青森
令和6年2月16日(金)	9:30～16:40	八戸市	八戸プラザホテル

氏名、住所、本籍、勤務先に変更はありますか!?

宅地建物取引士変更登録申請について

提出書類等 (提出部数は1部)

- ① 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 (様式第7号)
- ② 添付書類 (下記の表のとおり)

変更内容	添付書類
1. 氏名	<input type="checkbox"/> 戸籍抄本 (3ヵ月以内のもの)
宅建士証をお持ちの方のみ	<input type="checkbox"/> 宅地建物取引士証書換え交付申請書 (様式第七号の四) <input type="checkbox"/> 顔写真 (3cm×2.4cm) <input type="checkbox"/> 4,500円 (県証紙分)
2. 住所	<input type="checkbox"/> 住民票抄本 (3ヵ月以内のもの)
宅建士証をお持ちの方のみ	<input type="checkbox"/> 宅地建物取引士証書換え交付申請書 (様式第七号の四) <input type="checkbox"/> 宅地建物取引士証
3. 本籍	<input type="checkbox"/> 戸籍抄本 (3ヵ月以内のもの)
4. 勤務先	<input type="checkbox"/> 添付書類不要

お申込み先及びお問い合わせ先

公益社団法人青森県宅地建物取引業協会

〒030-0861 青森市長島3丁目11-12 TEL 017-722-4086 URL <http://www.aomori-takken.or.jp/>

会員限定の保険

宅建賠



宅地建物取引士 賠償責任保険

宅地建物取引に関する苦情や紛争のうち、およそ3分の1が

重要事項説明についてです。(出典：RETI0.NO.115 2019年秋号 国土交通省
土地建設産業局 不動産業課 不動産業指導室 作成資料)

複雑で項目が多い重要事項説明書。記載ミスなど

による損害賠償は高額訴訟にも発展します！



宅地建物取引業協会では、会員限定で
「宅地建物取引士賠償責任保険」のご案内をしています。



補償内容

- ①重要事項の説明等(宅地建物取引業法第35条に定める)
- ②書面の交付(宅地建物取引業法第37条に定める)
- ③退職した宅建士が退職後5年以内に受けた損害賠償請求
- ④宅地建物取引業法第2条に定める代理・媒介業務
- ⑤業務中の自転車加害事故

宅建士1名あたり年間保険料 **7,000円** で重要事項説明や書面の
交付など、上記の5つのリスクに備えることができます！

ご契約をご希望の場合は下記取扱代理店までお問い合わせください！

※このチラシに記載されている宅地建物取引士賠償責任保険はあくまで概要を説明したものです。詳細につきましては取扱代理店のホームページおよびパンフレットをご参照ください。

説明のご依頼など下記にご記入の上、FAXをお願いします。【FAX: 03-3239-7540】

お 申 込 会 社 様	会社名(屋号)	
	ご住所	〒
	ご連絡先	
	ご担当者名	
	ご依頼内容	<input type="checkbox"/> すぐに開始したい <input type="checkbox"/> 資料郵送希望 <input type="checkbox"/> 電話連絡希望

●契約者および被保険者は、損保ジャパン公式サイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)に掲載の個人情報の取扱いに同意します。



■取扱代理店

株式会社宅建ブレインズ 東京都千代田区飯田橋3-11-14 GS千代田ビル5階

TEL: 03-3234-0699 (保険部) 受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで

■引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社

宅建ブレインズ
宅建ブレインズHP takken-b.co.jp



SJ22-11007(2022/11/29)

【全宅連】 提携大学企業推薦入試のお知らせ

全宅連では明海大学不動産学部と提携し、宅建協会会員及びその子弟等を同大学に推薦する企業推薦制度を実施しております。制度開始以来、推薦した学生は約400名にのぼり、多数の卒業生が不動産業界を中心に活躍しております。

◆ スケジュール(新入学) ◆

	A日程	B日程
願書受付期間 (全宅連必着)	2023年10月26日(木) ～11月8日(水)	2024年2月22日(木) ～3月1日(金)
試験日	2023年11月26日(日)	2024年3月15日(金)
合格発表日	2023年12月1日(金)	2024年3月18日(月)

◆ 出願資格 ◆

明海大学不動産学部不動産学科を第一志望とし、次の①～②のいずれかに該当する資格を有し、かつ③の要件を満たす者

- ①高等学校、中等教育学校または専修学校の高等課程を卒業(修了)した者
および2024年3月卒業(修了)見込みの者
- ②学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者および2024年3月31日までにこれに該当する見込みの者
- ③全宅連傘下の都道府県宅建協会に所属している企業に勤務または就職希望で、かつ推薦を受けた者

※この入試制度で受験する場合は、入学試験要項が別途必要になります。

※出願に関する問い合わせおよび入試試験要項の請求は、下記まで問い合わせください。

■お問い合わせおよび入学試験要項請求先

◆明海大学 浦安キャンパス入試事務室

〒279-8550 千葉県浦安市明海1丁目
TEL: 047-355-5116(直)
URL: <https://www.meikai.ac.jp>

◆(公社)全国宅地建物取引業協会連合会

〒101-0032
東京都千代田区岩本町2丁目6番3号 全宅連会館3階
TEL: 03-5821-8112(直)

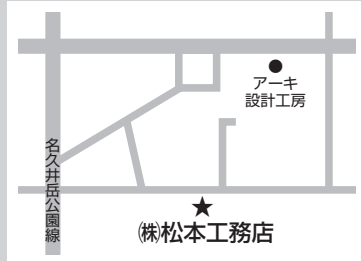


新入会員紹介

今後ともよろしくお願ひします。



松本 保築
《八戸支部》



商号又は名称/株松本工務店
免許番号/青森県知事(1)3634
宅地建物取引士/松本 徳吉(青森)3600

三戸郡南部町上名久井字外ノ沢10-2
TEL.0178-76-2623
FAX.0178-76-2682
入会年月日/令和5年8月9日

8月末 支部別会員数

青 森	八 戸	つがる弘前	三十むつ
163(14)	126(13)	139(8)	122(7)
合 計			550(42)

()内は従たる事務所

会員退会状況

退 会 者

年月日	所属支部	商号又は名称	事務所所在地	代表者名
5年6月30日	青 森	株アスエコーポレーション	青森市大字新城字平岡151-348	長谷川 能
5年7月22日	つがる弘前	株誠実不動産	弘前市大字松森町66-2	西谷 昌彦

会員異動状況

年月日	所属支部	商号又は名称	変更事項	変更後	変更前	
5年3月15日	青 森	株オカムラ不動産	事務所所在地	青森市金沢3-16-38	青森市大字大野字鳴滝92-15	
5年3月31日	八 戸	東北ミサワホーム株八戸営業課	宅建士	(退任)	石黒 博基(青森)4381	
5年4月1日	青 森	東北ミサワホーム株青森支店	宅建士	三浦 景(宮城)8119	山路 丈史(青森)5559	
				石黒 博基(青森)4381	鎌田 直之(青森)4976	
				三浦 純子(青森)3807	(就任)	
	つがる弘前	東北ミサワホーム株弘前営業課	宅建士	鎌田 直之(青森)4976	(就任)	
5年5月1日	三十むつ	有)三沢ガスサービス	代表	山本 暁朋	山本 昭一	
5年6月1日	青 森	株阿部重組	宅建士	白取 孝二(青森)3712	澤田 尚武(青森)3713	
5年6月8日	青 森	三愛不動産株	代表	笹森 喜博	岩瀬裕美子	
			政令使用人	高橋 和也	(就任)	
5年6月30日	青 森	株サイトーホーム	政令使用人	四作 貴典	松山 曜一	
			宅建士	(退任)	松山 曜一(青森)2392	
5年7月1日	青 森	株住まいUPタッケン	宅建士	井村 真郁(青森)4203	(就任)	
			八 戸	事務所所在地	八戸市田面木字上田面木92-5	上北郡おいらせ町下前田13-5
				事務所所在地	八戸市日計4-9-47	八戸市下長5-5-15 パティオ下長105
		株ベターワン	宅建士	出井 史華(神奈川)117595	(就任)	
5年7月10日	八 戸	株ライフニクス	事務所所在地	八戸市小中野7-4-4	八戸市江陽1-22-17	

従業者異動状況

採用

年月日	所属支部	商号又は名称	従業者氏名(証明書番号)
5年4月1日	つがる弘前	東北ミサワホーム(株)弘前営業課	横野 稚茄(140135039)
5年6月1日	八戸	(有)亜土	荒谷 優一(230605)
5年7月1日	八戸	(株)ベターワン	出井 史華(230710)
			川村ゆう子(230711)
			竹内莉緒奈(230712)
			齋藤いち子(230713)

退職

年月日	所属支部	商号又は名称	従業者氏名(証明書番号)
5年3月31日	青森	東北ミサワホーム(株)青森支店	横野 稚茄(140135039)
	三十むつ	(有)大地ハウジング	吉田 美樹(070504)
5年4月30日	八戸	(株)カワサキRCC	岡田 茂(180602)
5年5月22日	八戸	宝不動産(株)	梨子 和彦(190809)

年月日	所属支部	商号又は名称	従業者氏名(証明書番号)
5年6月29日	青森	フライトサイン・アセットマネージメント(同)	川上 美香(070803)
5年6月30日	三十むつ	(株)小坂工務店 アバマンショップ三沢	出井 史華(2301B17)
		(株)サンロク	小野寺陽子(2207A16)
5年7月25日	青森	(株)サイトーホーム	三上 真依(230316)
			三上 敏(230318)
			長内絵梨子(230317)
			鈴木 潤一(230315)
			沼崎 憲二(230314)
			葛西 宏果(230319)
			橘 美樹(230304)
5年7月31日	青森	(株)サイトー住宅販売(株)	山本 大樹(230303)
			(株)ジェイビルド
5年7月31日	三十むつ	藤むつ不動産取引センター	山田あかり(160311)

協会の主な活動記録

協会二団体関係

年月日	会議・行事等の名称	場 所
令和5年 7月7日	一定課程研修会及び一般公開セミナー(弘前会場)	弘前市 弘前パークホテル
7月11日	第2回総務経理委員会	青森市 県不動産会館
	第1回組織強化推進特別委員会	青森市 県不動産会館
7月14日	ハトマーク消費者セミナー	青森市 アスパム
7月25日	一定課程研修会及び一般公開セミナー(八戸会場)	八戸市 八戸プラザホテル
8月17日	一定課程研修会及び一般公開セミナー(青森会場)	青森市 ホテル青森
8月22日	第3回企画情報委員会	青森市 県不動産会館
	第2回組織強化推進特別委員会	青森市 県不動産会館
8月24日	法定講習会(弘前会場)	弘前市 弘前パークホテル

他団体関係

年月日	会議・行事等の名称	場 所
令和5年 7月19日	あおもり移住・交流推進協議会	青森市 アスパム
	令和5年度先進事例講演	
7月20日	東北地区不動産公正取引協議会通常総会	宮城県 メトロポリタン仙台
8月21日	東北公取協本部調査指導委員会	(Web会議)
8月26日	北海道・東北・甲信越地区 第3回運営協議会	秋田県 ANAクラウンパレスホテル秋田
8月28日	令和5年度第3回試験事務説明会	(Web会議)
8月29日	宅建試験役職員向けハトサボBB説明会	(Web会議)

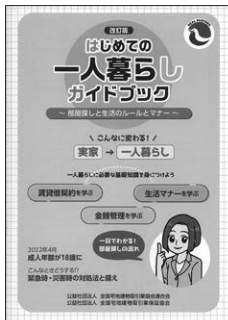
編 集 後 記

最高気温が35度を超える猛暑に幾度も見舞われた今年の夏。暦の上では秋を迎えましたがまだまだ平年を上回る暑さが続きそうです。皆様、体調管理に充分気をつけて下さい！

感染症対策であるマスク着用が個人の判断となり、屋外ではマスクを外し、息苦しさから解放されましたが、会議等大人数が集まる場では、私個人まだまだ外せない状態です。

お盆の帰省や旅行等で、またコロナに感染した方が増えてきている様です。ので、手洗い・うがい等予防対策を徹底したいと思います。

企画情報委員 赤坂 義則



大学・高校等関係者のみなさまへ はじめての一人暮らしガイドブック寄贈のご案内

部屋探しから入居までの流れはもちろん、賃貸借契約時に必要な法律知識や金銭管理に関する情報、基本的な生活マナー、そして緊急時の対処法まで各プロセスごとに分かりやすく紹介しています。これからはじめて一人暮らしを始める方へのガイドブックとして、ぜひご活用ください。ガイドブックの寄贈を希望される方は、以下までご連絡ください。

(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会 広報研修部

【お電話】 03-5821-8181 (平日9時～17時) <https://www.zentaku.or.jp/useful/single/navi/>



シンボルマーク（ハトマーク）は、私たちがこれから目指していくべき姿の象徴です。2羽の鳩は会員とユーザーの信頼と繁栄を意味し、赤色は「太陽」を、緑色は「大地」を、そして白色は「取引の公正」を表しています。また、REAL（不動産の・本当の）PARTNER（仲間・協力しあう）は会員とユーザーがREAL PARTNERとなり、「信頼の絆」が育まれるようにとの願いをシンボルマークにこめたものです。

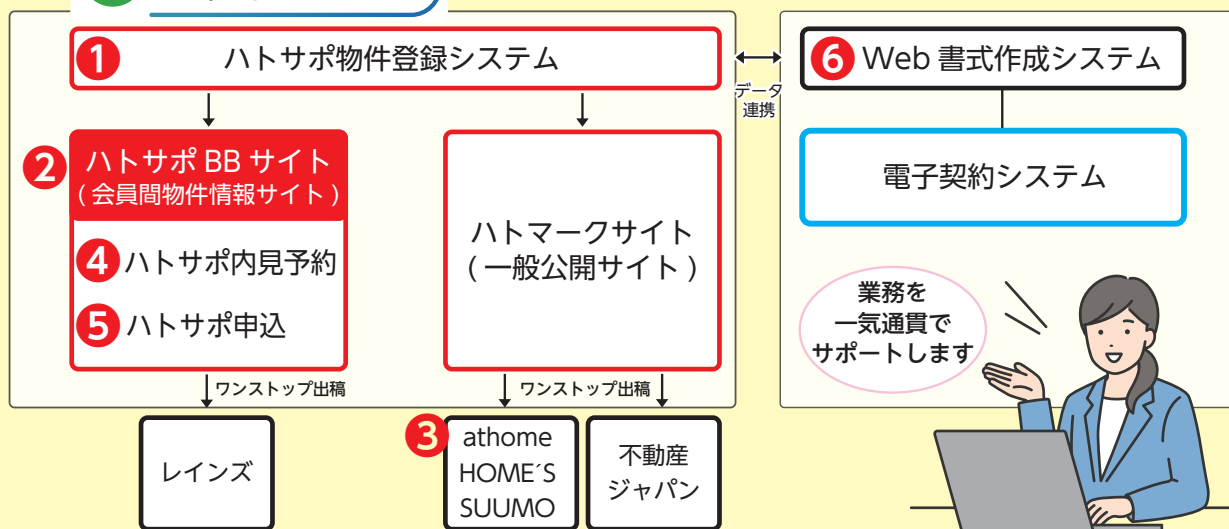


公益社団法人 青森県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会青森本部
青森市長島三丁目11番12号 TEL017-722-4086(代)

NEW ハトサポ BB の主な機能

- ハトサポ BB は、ハトサポ ID・パスワードで利用できます！ (*1)
 - 一般公開サイト「ハトマークサイト」も一新！消費者の利便性を向上！
- ▶ 「ハトサポ BB」は 2022年7月に BtoB 機能を、9月に全ての機能をオープン！
 「ハトサポ BB」をぜひご利用ください！ ◀

ハトサポ BB システム構成 (赤枠…新機能)



① ハトサポ物件登録システム

～より楽に、登録しやすく～

- ✓ 民間サイトと同レベルの操作性・機能性を実現！
「ハトサポ物件登録システム」

② 会員間物件情報サイト

～より便利に、探しやすく～

- ✓ お客様の多様なニーズに対応した充実の物件情報検索・提案機能を搭載

③ マルチポータル機能

～レインズ、主要ポータルにワンストップで出稿可能～

- ✓ レインズや athome、HOME'S、SUUMO にワンストップで出稿可能！
「マルチポータル機能」を搭載 (*2) (*3)

④ ハトサポ内見予約

～内見予約がスムーズに～

- ✓ Web 上で内見予約・内見受付ができる新機能
「ハトサポ内見予約」

⑤ ハトサポ申込

～入居（買付）申込、保証会社の審査を Web 化～

- ✓ 入居（買付）申込や家賃保証会社の審査を Web 上で完結できる新機能
「ハトサポ申込」

⑥ Web 書式作成システムとの連携機能

～物件データが重説・契約書に連携～

- ✓ ハトサポ BB に登録した物件情報は Web 書式作成システムとデータ連携！

(*1) ハトマークサイト ID・パスワードは、ハトサポ BB では利用できなくなります。
 (*2) マルチポータル機能のご利用には、athome、HOME'S、SUUMO へのご登録が必要です。
 (*3) マルチポータル機能のご利用には別途費用が必要です。

協会本部

つがる弘前支部

八戸支部

AED(自動体外式除細動器)を設置しております。

